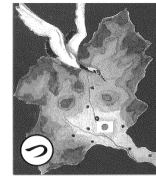




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年5月20日(金) 第10002号

目次

ページ

告示

- 令和3年度群馬県食品安全基本条例の運用状況(食品・生活衛生課) 2
- 解除予定保安林(森林保全課) 2

公告

- 土地改良区役員の退任の届出(農村整備課) 2
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) 3
- 開発工事の完了(建築課) 3

■ 告 示

◎群馬県告示第150号

群馬県食品安全基本条例(平成16年群馬県条例第7号)第19条の規定により、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 リスクコミュニケーション(意見交換会)の実施状況
 - (1) 件数 9件
 - (2) 参加者数 2, 256人
- 2 施策の申出件数及びその処理の分類別件数
 - (1) 申出件数 なし
 - (2) 処理の分類別件数 なし

◎群馬県告示第151号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年5月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字タラ久保10001の3、10001の28、10001の29(以上3筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年5月20日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
阿左美沼	理 事	退 任	赤石勉	みどり市笠懸町阿左美1306番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年5月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画道路 3・5・30号 本町新井線
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年4月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年5月20日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字中野字前谷4953-2、4953-3、4954-1、4954-2、4954-13、4955-1、4955-2、4955-3	太田市由良町1705番地11 株式会社鈴木プランニング 代表取締役 鈴木康之
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字天神久保986-3、986-5、986-6、1010-2、1010-15、1010-18、1010-19、1010-20、1011-2、1011-3、1013	埼玉県本庄市本庄一丁目1番7号 株式会社横尾材木店 代表取締役 横尾守
3	邑楽郡明和町上江黒973-1	館林市小桑原町1019番地の110 サクラメントー103 原島佑輔
4	邑楽郡邑楽町大字赤堀字近藤618-1、619、620-1、621-1、622-1、623-1、624-1、625-1、626-1、627-1、628、629、630-1、630-2、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640-1、640-2、641、642-1、642-3、643-1、619地先水路の一部	邑楽郡大泉町大字寄木戸字壁屋612番地 日本運輸株式会社 代表取締役 黒岩慶太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111